愛生複合型サービスセンター平安通
ご利用料金

（2024年度改訂版　2024.9.1）

ご利用料金は、①15日以上の月額利用と
②14日以内の短期利用の二通りとなります。

①月額利用では、当施設のケアマネジャーに
変更が必要です。

②短期利用では、ケアマネジャーの変更は
不要です。短期利用の承認をお願いします。

③介護保険適用加算
職員体制やご利用者様の状況に応じて、
加算されます。

1.月額基本料金

介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
利用者負担 （1割の場合）	13,480円	18,860円	26,512円	30,070円	34,014円
宿泊費	3,300円(税込)×泊数				
食　費	1,980円（税込※おやつ代込）×日数 食費内訳：朝食436円＋昼772円＋夜772円＝1980円（税込）				

※上記の他、ご利用者様の希望や状況に応じ、以下の料金が必要となります。

介護保険 加算料金＊	職員体制やご利用者様の状況に応じて（※裏面「3.加算料金」参照）
衣類・おむつ	希望者のみ他社契約で準備あり（別紙参照）

2.短期利用の料金（緊急ショート含む）

介護度	要介護１	要介護２	要介護３	要介護４	要介護５
利用者負担 （1割の場合）	618円×日数	690円×日数	764円×日数	837円×日数	908円×日数
宿泊費	3,300円(税込)×泊数				
食　費	1,980円（税込※おやつ代込）×日数 食費内訳：朝食436円＋昼772円＋夜772円＝1980円（税込）				
日額合計	5,898円/日	5,970円/日	6,044円/日	6,117円/日	6,188円/日

※上記の他、ご利用者様の希望や状況に応じ、以下の料金が必要となります。

介護保険 加算料金＊	職員体制やご利用者様の状況に応じて（※裏面「3.加算料金」参照）
衣類・おむつ	希望者のみ他社契約で準備あり（別紙参照）

3.加算料金＊（介護保険適用）

・職員体制やご利用者様の状況に応じて加算されます。
・この他に介護職員処遇改善加算などがあります。

加　算　名	加　算　の　内　容	1割負担の場合
①初期加算	登録した日から起算して30日以内の期間については、１日につき加算。30日を超える入院をされた後、再び利用を開始した場合も同様。	1日につき 32円
②認知症加算Ⅲ	日常生活に支障をきたす恐れのある症状・行動が求められることから介護を必要とする認知症の利用者(認知症日常生活自立度Ⅲ以上)	1月につき 823円
③認知症加算Ⅳ	要介護２に該当し、日常生活に支障をきたすおそれのある症状・行動や意志疎通の困難さが見られ、周囲の者による注意を必要とする認知症の利用者（認知症日常生活自立度Ⅱ）	1月につき 498円
④緊急時対応加算	24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時における訪問を必要に応じて行う加算	1月につき 838円
⑤特別管理加算	特別な管理を必要とする利用者に対して計画的な管理を行った場合は、厚生労働大臣が定める区分に応じて算定	1月につき Ⅰ:541円 Ⅱ:270円
⑥総合マネジメント体制強化加算	医師、看護師、介護職員など多様な職種と連携する為の体制構築に対する加算	1月につき 1,299円
⑦ターミナルケア加算	死亡日及び死亡日14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合	死亡月につき 2,707円
⑧退院時共同指導加算	病院、診療所又は介護老人保健施設に入院中又は入所中の利用者が退院又は退所するにあたり共同指導を行った後、当該者の退院又は退所後初回の訪問看護を行った場合	1回につき649円 (厚生労働大臣の定める状態は２回加算可)
⑨訪問体制強化加算	訪問を担当する従業員を一定数以上配置し、１か月あたりの訪問回数が200回以上ある事業所を評価する加算	1月につき 1,083円
⑩サービス提供体制強化加算Ⅲ	常勤職員が60%以上在籍している事業所を評価する加算	1月につき 379円
⑪口腔・栄養スクリーニング加算Ⅰ・Ⅱ	（Ⅰ）口腔の健康状態及び栄養状態のスクリーニングを６か月ごと行う加算 （Ⅱ）⑬又は⑭を行った場合	６か月ごと （Ⅰ）21円 （Ⅱ）５円
⑫栄養アセスメント加算	管理栄養士が介護職職員等と共同して栄養アセスメントを行った場合	1月につき 54円
⑬栄養改善加算	低栄養状態にある利用者又はそのおそれがある利用者に対し栄養改善サービスを行った場合	3か月間は月2回まで 1回につき 216円
⑭科学的介護推進体制加算	利用者ごとのADL,栄養状態、口腔機能、認知症棟の状況を科学的に検討し活用していく加算	1月につき 43円